

## 射水市測量等業務委託に係る低入札価格調査制度試行実施要領

平成22年3月31日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査制度(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。))の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの(以下「次順位者」という。)を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。)を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 この要領の対象とする入札は、設計額が200万円以上の測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント(以下「測量等業務委託」という。)の入札とする。

(調査基準価格)

第3条 測量等業務委託の入札に当たり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者が入札をする価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、調査基準価格決定書にその価格を記載する。

2 測量等業務委託の調査基準価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、調査基準価格を設けた場合、測量等業務委託の指名通知書又は発注公告に明記する。

(失格基準価格)

第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者(第7条及び第11条の規定により無効となる入札を行った者を除く。以下「失格基準価格算定対象者」という。)がある場合は、失格基準価格算定対象者(失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、当該入札価格が低いものから順に3者)の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数

があるときは、その端数は切り捨てる。)を失格基準価格として設定する。ただし、失格基準価格算定対象者が1者で、かつ、他の入札参加者が1者のみである場合又は失格基準価格算定対象者が2者で、かつ、他の入札参加者がいない場合は、当該2者の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を失格基準価格として設定するものとする。

2 前項の規定により決定した失格基準価格が、第3条の規定により決定した調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とする。

3 前2項の失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たないものは、第8条から第10条までの規定にかかわらず、失格とする。

(落札者の決定等)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

(同一入札日における入札価格の制限)

第7条 同一入札日において1入札参加者は、2件以上の測量等業務委託に係る入札について調査基準価格を下回る価格で入札をすることはできない。この場合において、2件目以降の当該入札参加者の行った調査基準価格を下回る入札は、無効とする。

(調査の実施)

第8条 調査担当者は、測量等業務委託設計担当課長及び契約担当課長とする。

2 調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次項に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した測量等業務委託低入札価格調査書(様式第1号)を作成する。

3 調査担当者が行う調査項目は、次のとおりとする。

(1) 積算内訳書

(2) 当該価格により入札をした理由

(3) 当該業務に関連する手持業務の状況

(4) 配置予定の技術者

(5) 過去に履行した公共事業に係る業務委託名及び発注者

- (6) 経営状況
  - (7) 信用状況(貸金支払の状況等)
  - (8) その他必要と認める事項
- (低入札価格審査会の審査及び意見の表示)

第9条 契約担当課長は、低入札価格の調査結果について様式第2号により第14条に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。

- 2 低入札価格審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、低入札価格の審査結果について様式第3号により意見を表示するものとする。
- (低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

- 2 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、前2条に規定する手続を経て落札者を決定するものとする。

(調査中における入札価格の制限)

第11条 調査基準価格を下回る入札を行った者は、当該入札で落札者が決定した入札結果通知日以降でなければ、他の測量等業務委託の入札において調査基準価格を下回る価格で入札をすることはできない。この場合において、その入札を行った者が当該入札結果通知日以前に行った調査基準価格を下回る入札は、無効とする。

(入札者への通知)

第12条 市長は、契約担当課長が第10条第1項により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第4号により落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式第5号によりその旨を知らせるものとする。

- 2 市長は、契約担当課長が第10条第2項により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第6号により落札者とならない旨を、次順位者に対して様式第7号により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して様式第5号により次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(調査基準価格等の公表)

第13条 調査基準価格は、落札者決定後、入札調書により公表するものとする。

2 契約担当課長は、第10条第2項により最低価格入札者を落札者としなかったときは、低入札価格の審査結果について様式第8号により公表するものとする。

(低入札価格審査会の設置)

第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。

(1) 会長 財務管理部長

(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、測量等業務委託設計担当部次長

(3) 委員 測量等業務委託設計担当課長、契約担当課長

(受注制限)

第15条 調査基準価格を下回る価格で落札した者は、測量等業務委託の完了検査結果通知日以降でなければ、市が発注するすべての測量等業務委託入札に参加することはできない。

(監督体制の強化)

第16条 調査基準価格を下回る入札者が落札者となった場合、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 業務体制及び業務計画を確認できる書類を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。

(2) 業務実施に当たっては監督業務及び検査業務を強化する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行し、この告示の施行の日以後に行われる入札について適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。